広島市	中国四国防衛局 総務部総務課人事係	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30 ☎082（223）7105　ＦＡＸ：082（223）8102
福岡市	九州防衛局 総務部総務課人事係	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―10―７ ☎092（483）8815　ＦＡＸ：092（474）3685
嘉手納町	沖縄防衛局 総務部総務課人事係	〒904―0295	中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９ ☎098（921）8140　ＦＡＸ：098（921）8165

⑶　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成22年４月１日（木）から同月12日（月）まで

ただし、持参による申込みの受付は、平成22年４月９日（金）及び同月12日（月）に限る。

また、郵便又は信書便による申込みは、平成22年４月12日（月）までの通信日付印があるものに限り受け付ける。

イ　申込受付時間　午前９時から午後５時まで

11　その他

⑴　受験に関する問い合わせは、防衛省大臣官房又は第１次試験の申込みを所掌する地方防衛局若しくは地方防衛支局に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求を郵便によって行う場合には、封筒の表に赤字で「Ⅰ・Ⅱ種請求」と書き、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　身体に障害があるために、受験に際し、特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、防衛省のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

［試験区分］	［出題分野］
行政	政治学、行政学、社会学、社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学及び国際関係
語学（英語）	英文解釈、語彙問題、英文法及び英作文
国際関係（英語）	英文解釈、語彙問題、英文法及び英作文並びに国際関係（国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学）
国際関係（中国語）	中文和訳、和文中訳及び中文法並びに国際関係（国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学）
国際関係（朝鮮語）	朝文和訳、和文朝訳及び朝文法並びに国際関係（国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学）
数学	基礎数学及び応用数理（代数、幾何、解析、確率、統計）
電気・電子	工学に関する基礎並びに電気工学、電子工学及び通信工学に関する専門基礎（数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気機器、制御工学、電子工学、通信応用）
機械	工学に関する基礎及び機械工学に関する専門基礎（数学、物理、材料力学、機械力学、水力学、熱工学、機械設計、機械材料、機械工作、制御工学）
土木	工学に関する基礎並びに土木工学、都市工学、衛生工学及び環境工学に関する専門基礎（数学、物理、構造力学、水理学、土質工学、測量、土木材料、土木施工、土木計画、環境工学、衛生工学）
建築	工学に関する基礎並びに建築及び都市設計に関する専門基礎（数学、物理、構造力学、建築構造、建築材料、建築施工、環境工学、建築設備、建築史、建築計画、建築法規、都市計画）並びに建築設計製図

（語学（英語）、国際関係（英語、中国語、朝鮮語）の各出題分野「国際関係」以外、数学及び建築の出題分野「建築設計製図」は記述式とし、それ以外は多枝選択式で行う。）

平成22年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成22年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験について、次のとおり告知する。

平成22年４月１日　最高裁判所

1　試験の名称　平成22年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験（以下、「事務官Ⅰ種試験」という。）

2　対象官職　裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠（以下、「行政職俸給表㈠」という。）の職務の級２級相当の裁判所事務官

3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　昭和55年４月２日から平成元年４月１日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

⑴　日本の国籍を有しない者

⑵　国家公務員法第38条に該当する者

5　受験の特例　事務官Ⅰ種試験の受験者は、申込みに際して、併せて平成22年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験の受験者としての取扱いを希望することができる。

6　第１次試験　教養試験及び専門試験とする。

⑴　対象者　受験申込者全員

⑵　方法

ア　教養試験　一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識及び能力について、択一式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　刑法

ｂ　経済理論

⑶　試験期日　平成22年５月30日（日）

⑷　試験地　東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、静岡市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、金沢市、広島市、山口市、岡山市、松江市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、札幌市、釧路市、高松市及び松山市

⑸　第１次試験合格者発表の期日　平成22年６月15日（火）

7　第２次試験　教養試験、専門試験及び口述試験とする。

⑴　対象者　第１次試験合格者。ただし、⑵のア及び同イの㋐の筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　教養試験　課題に対する識見、判断力及び理解力について、論文式による筆記試験を行う。

イ　専門試験　専門的知識及び理論の応用能力について、論文式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

㋓　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　民事訴訟法

ｂ　刑事訴訟法

ウ　口述試験　人柄などについて、個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日

ア　教養試験及び専門試験の憲法　平成22年５月30日（日）

イ　専門試験（憲法を除く。）　平成22年６月19日（土）

ウ　口述試験　平成22年６月21日（月）から同年７月５日（月）までの間で、第１次試験合格者に送付する口述試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　教養試験及び専門試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地で受験する。

イ　口述試験　次の表の「第１次試験試験地」欄に掲げる地で第１次試験を受験した者の試験地は、「試験地」欄に定める地とする。

第１次試験試験地	試験地
東京都　横浜市　さいたま市　千葉市　静岡市　新潟市	東京都
大阪市　京都市　神戸市	大阪市